



発行 新潟県
 号外 1
 平成30年 4月24日
 毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

500 新潟県議会臨時会の招集(政策課)

選挙管理委員会告示

- 6 新潟県知事選挙並びに新潟県議会議員選挙上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙を行うべき事由の発生(選挙管理委員会)
- 7 新潟県並びに上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区の区域におけるすべての直接請求、解職の請求のための署名禁止(選挙管理委員会)

告 示

◎新潟県告示第500号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条及び第102条の規定により、次の事件について、新潟県議会臨時会を平成30年4月27日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成30年4月24日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 知事退職に係る同意について

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第114条及び同法第113条第3項の規定により、新潟県知事選挙並びに新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成30年4月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

新潟県の区域において新潟県知事選挙が、上越市の区域において新潟県議会議員上越市選挙区補欠選挙が、南魚沼市南魚沼郡の区域において新潟県議会議員南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙が、行われることに伴い、この告示の翌日から当該選挙の期日までの間、新潟県、上越市及び南魚沼市南魚沼郡の区域においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

平成30年4月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎